

与謝野町移住者新規創業補助金

◆補助対象者

次の①～⑤の全てを満たす方

- ①前住所地（平成27年国勢調査において大都市圏又は都市圏に位置する市町村で人口集中地区に設定された地区に限る。）での居住期間が1年以上であること
- ②申請の時点で本町へ転入して1年以内であること又は令和3年12月31日までに本町へ転入する予定であること
- ③申請時点で創業をしている者又は当該時点から令和3年12月31日までに創業を予定していること
- ④本町に3年以上在住する予定であること
- ⑤世帯の構成員に本町の市町村税を滞納している者がいないこと

◆補助対象経費

町内に転入し、事業を開始するに当たって要した次の費用の合計

※ただし、移住に係る引越し費用、汎用性の高いもの等は除きます。

補助対象経費 一覧	旅費（移住に係る旅費を除く。） 機械設備費 備品購入費（自動車を除く。） 店舗改装費 原材料費 外注加工費 委託費（ただし、その事業のすべてを委託するものを除く。） 知的財産出願経費 専門家謝金、専門家旅費 印刷製本費 広告宣伝費 家賃等賃借料 ソフトウェア購入費その他事業に必要な経費と町長が認めるもの （補助対象事業以外にも利用できる汎用性の高いものを除く。）
--------------	---

◆補助率及び限度額等

補助率：2／3以内

補助金限度額：50万円

その他：補助金の額に千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる

◆申請方法

町ウェブサイトから申請書をダウンロードし、必要書類を添えて、与謝野町役場商工振興課まで提出して下さい。また、詳しい制度内容や申請方法などについて、ご相談を随時受け付けていますので、商工振興課（０７７２－４３－９０１２）までお問合せください。

◆募集期間

令和３年７月１５日～令和３年１１月３０日